

○檜葉町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

平成30年4月1日訓令第32号

改正

平成31年4月1日訓令第32号

令和2年3月31日訓令第58号

令和3年3月31日訓令第27号

令和4年3月31日訓令第43号

令和4年12月28日訓令第56号

令和5年4月1日訓令第20号

令和6年4月1日訓令第20号

令和7年4月1日訓令第23号

檜葉町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新規に婚姻した世帯を対象に、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することで、婚姻数の増加を促進し、本町における少子化対策の推進を目的に檜葉町結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、檜葉町補助金等の交付等に関する規則（昭和63年檜葉町規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。
- (2) 継続補助対象世帯 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦のうち、次のいずれかに該当する夫婦の世帯をいう。
 - ア 令和7年度中に補助金の交付決定を受けた夫婦の世帯
 - イ 令和7年度中に次条第2号アからキまでのいずれにも該当する世帯であると市長が認めた世帯で、補助金の交付決定を受けていない夫婦の世帯
- (3) 民間賃貸住宅 町営住宅、県営住宅その他の公営住宅、社宅、官舎その他の給与

住宅及び新婚世帯及び継続補助対象世帯（以下「新婚世帯等」という。）に属する世帯員の2親等以内の親族が所有する住宅を除いた居住用の賃貸住宅をいう。

(4) 住居費 新婚世帯等が新たに住宅物件を取得する費用又は民間賃貸住宅物件の賃借に係る賃料、賃貸借契約に定められた敷金及び礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、住居費において夫婦の双方又は一方が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該住宅手当の合計した金額を差し引いた額とする。

(5) リフォーム費用 新婚世帯が婚姻に伴う住宅物件の機能の維持又は向上を図るための住宅物件の修繕、増築、改築、設備更新料等に係る経費をいう。ただし、次のいずれかに該当する経費については対象外とする。

ア 倉庫又は車庫に係る工事費用

イ 門、フェンス、植栽等の外構における工事費用

ウ エアコン、洗濯機等の家電製品の購入及び設置費用

(6) 引越費用 新婚世帯等が婚姻に伴う引越しをする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者への支払に係る実費をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる世帯は、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

(1) 新婚世帯（次に掲げる要件のいずれにも該当する世帯）

ア 新婚世帯の所得額（夫婦の申請日時点で確認できる直近の年の所得額の合算額をいう。）をもとに、夫婦の所得を合算した額が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体により、学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。次号アにおいて同じ。）の返済を現に行っている場合は、当該世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除して得た金額が500万円未満であること。

イ 新婚世帯に属する夫婦の双方の婚姻日における年齢が39歳以下であること。

ウ 婚姻に伴い自己の居住の用に供するため本市の区域内に存する民間賃貸住宅の賃貸借契約（令和9年3月31日までに契約をしたものに限る。）を締結し、当該民間賃貸住宅に新婚世帯に属する夫婦の双方又は一方が居住していること。

エ 新婚世帯に属する夫婦の双方又は一方が住民基本台帳法（昭和42年法律第81

号) 第6条第1項に規定する本町の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が本町にあること。

オ 新婚世帯に属する世帯員が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けていないこと。

カ 住居費、リフォーム費用及び引越費用について他の公的制度による補助等を受けていないこと。

キ 新婚世帯に属する夫婦の双方又は一方が過去にこの要綱に基づく補助金の交付又は他の地方公共団体が行う国の地域少子化対策重点推進交付金を活用した結婚新生活支援事業の助成等を受けていないこと。

ク 新婚世帯に属する世帯員が町税を滞納していないこと。

ケ 夫婦の双方が下記(ア)～(ウ)のいずれかに該当すること。

(ア) 町が指定するライフデザイン等に関するWEB講座の受講を修了していること。

(イ) 医療機関でプレコンセプションケア健診を受診したことが確認できること。

(ウ) 医療機関において妊娠・出産に関する相談を行ったことが確認できること。

(2) 継続補助対象世帯

ア 継続補助対象世帯の所得額(夫婦の令和6年の所得額の合算額をいう。)をもとに、夫婦の所得を合算した額が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、当該世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除して得た金額が500万円未満であること。なお、夫婦の双方又は一方が、前年度申請時において無職の場合は、その者は所得がないものとみなす。

イ 継続補助対象世帯に属する夫婦の双方の婚姻日における年齢が39歳以下であること。

ウ 継続補助対象世帯に属する夫婦の双方又は一方が住民基本台帳法第6条第1項に規定する本町の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が本町にあること。

エ 継続補助対象世帯に属する世帯員が生活保護法の規定による保護を受けていないこと。

オ 令和7年度において住居費、リフォーム費用及び引越費用について他の公的制度による補助等を受けていないこと。

カ 継続補助対象世帯に属する夫婦の双方又は一方が令和6年度以前にこの要綱に基づく補助金の交付又は他の地方公共団体が行う国の地域少子化対策重点推進交付金を活用した結婚新生活支援事業の助成等を受けていないこと。

キ 継続補助対象世帯に属する世帯員が過年度の町税を滞納していないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払った住居費、リフォーム費用及び引越費用の合計額の実支出額とし、次の各号に定める額を限度とし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 婚姻日における夫婦の年齢が共に29歳以下の新婚世帯 1世帯当たり60万円
- (2) 前号以外の新婚世帯 1世帯当たり30万円
- (3) 継続補助対象世帯 令和7年度における補助上限額から当該世帯に交付した補助金額を差し引いて得た額

2 前項に規定する補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、結婚新生活支援事業補助金交付申請書（新規・継続）（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、公簿等により確認できる場合及び継続補助対象世帯にあって過去に提出した書類により必要事項が確認できる書類については、これを省略することができるものとする。

- (1) 戸籍謄本又は婚姻証明書等の婚姻の日を証明する書類
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 所得証明書
- (4) 納税証明書（課税がない者にあつては、課税証明書）
- (5) 住宅物件の売買契約書の写し
- (6) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (7) 住宅物件の工事請負契約書の写し
- (8) 貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類の写し
- (9) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、令和9年3月31日までに行わなければならない。

3 第2条第2号イに該当する世帯は、結婚新生活支援事業補助金資格認定申請書（第2号様式）に第1項第1号から第4号まで、第8号及び第9号に掲げる書類を添えて、令和9年3月31日までに町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条。町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付をすることが適当と認めるときは、結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前条第3項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定することが適当であると認めるときは、結婚新生活支援事業補助金受給資格認定通知書（第4号様式）により、申請者へ通知するものとする。

（申請内容の変更）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、その申請内容について変更が生じた場合は、速やかに結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書（第5号様式）に、第5条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

（変更内容の承認）

第8条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、これを適当と認めるときは、結婚新生活支援事業補助金変更承認通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、支出が確定した後、速やかに結婚新生活支援事業補助金交付請求書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 住居費に係る領収書の写し
- (2) 住宅手当支給証明書（第8号様式）及び支給金額が確認できる書類の写し
- (3) リフォーム費用に係る領収書の写し
- (4) 引越費用に係る領収書の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。